

瀬戸内市監査委員公表第4号

平成29年度定期監査結果報告に基づく措置状況の公表について

平成29年度定期監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が瀬戸内市長からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年12月24日

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫

瀬戸内市監査委員 小 野 田 光

所管部署	総務部契約管財課
意見（要望事項）	措置の内容
<p>経済性、客観性等の観点から、市は、プロポーザル方式による契約における価格評価について、具体的な点数の配分、算式の採用方法、運用等をガイドラインに記載するとともに、担当課への周知を徹底することなどにより、プロポーザル方式による契約の適切な運用が図られるよう検討する必要があると認められる。</p>	<p>価格評価についての点数の配分、算式の採用方法、運用等についての考え方について検討しましたが、以下の理由により現行のガイドラインでの運用を継続することとしています。</p> <p>プロポーザル方式による契約は、「その性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められる場合において、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定する」と定めています。また、プロポーザル方式によることができる業務は「実績、専門性、技術力、企画力、創造性等により履行内容又は履行方法その他に顕著な差異が現れ、価格以外の要素を含めて総合的に判断する必要がある業務」とし、具体的な業務名を示しています。</p> <p>価格評価については、それぞれの業務目的により異なることが妥当であると考え現在の運用方法を継続します。</p>